

## 東京都市計画地区計画の一部変更（案）について

平成28年6月23日に「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）」の一部が改正され、風営法に規定する風俗営業の内容が変更となり、風営法第2条第1項各号について号ずれ等が生じました。

そのため、渋谷区内既決定の18地区の東京都市計画地区計画（渋谷区決定のみ。以下、「地区計画」という。）のうち、「建築物等の用途の制限」に風営法第2条第1項に基づく風俗営業を規制している15地区を対象に変更を検討しています。

### 《変更（案）の概要》

- 1 風営法の改正趣旨を踏まえ、風営法において風俗営業の対象から除外されるものは、地区計画の建築物の用途の制限においても対象外とします。
  - 2 風営法第2条第1項の号の削除等により生じた号ずれについては、風営法改正後の規定に合うよう計画書を変更します。
- ※ ダンスホールについては、風営法改正に伴う建築基準法の用途規制の考え方と整合をとり、「カラオケボックスその他これに類するもの」として取り扱います。
- ※ その他、各地区の計画書の趣旨を変えない範囲で、表現の統一調整を行います。

### 《変更（案）》

○第一表 計画書記載文の変更（案）

記号	現在の計画書	変更（案）
I	風営法第2条第1項第1号から第6号まで	風営法第2条第1項第1号から第3号まで
II	風営法第2条第1項第7号	風営法第2条第1項第4号
III	風営法第2条第1項第7号又は（及び）第8号（※例示を含む）	風営法第2条第1項第4号又は（及び）第5号
IV	風営法第2条第1項各号に掲げるキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール、まあじゃん屋、ぱちんこ屋その他これらに類するもの	風営法第2条第1項各号に掲げる風俗営業の用に供するもの
V	風営法第2条第1項各号	変更なし

○第二表 各地区の変更（案）（記載文の変更がある地区のみ）

※下線部分が変更か所を表す

エリア	地区の名称	現在の計画書		変更（案） ※第一表参照	
本町・笹塚	笹塚駅南口地区	1 (1) 「 <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</u> 」風営法第2条第1項各号に掲げるキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール、まあじゃん屋、ぱちんこ屋その他これらに類するもの		Ⅳ	
神宮前・千駄ヶ谷	表参道地区	1 <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</u> 第2条第1項第7号又は第8号に掲げる風俗営業の用に供するもの		Ⅲ	
渋谷駅周辺	渋谷駅東口地区	【全地区共通】	1 (1) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</u> 第2条第1項第7号に掲げる用に供するもの（まあじゃん屋を除く。）	Ⅱ	
	渋谷駅地区	1 <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</u> 第2条第1項第7号に掲げる営業の用に供するもの		Ⅱ	
	道玄坂一丁目地区	【A・B地区】		該当なし	
		【C・D地区】	<u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</u> 第2条第1項第7号及び第8号に掲げる営業の用に供するもの		Ⅲ
	桜丘地区	【A・B地区】	1 <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</u> 第2条第1項各号に掲げるキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール、まあじゃん屋、ぱちんこ屋その他これらに類するもの		Ⅳ
		【C地区】	1 <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</u> 第2条第1項第7号及び第8号に掲げるまあじゃん屋、ぱちんこ屋その他これらに類するもの		Ⅲ
	神南二丁目・宇田川町地区	【街区A】	<u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律</u> 第2条第1項第1号から第6号まで及び同条第6項各号に該当する営業の用に供するもの		Ⅰ
		【街区B】	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び同条第6項各号に該当する営業の用に供するもの		Ⅴ

○参考 記載文に変更のない地区

エリア	地区の名称	現在の計画書	変更(案) ※第一表参照
本町・笹塚	本町二・三丁目地区	【全地区共通】	V
	本町二・四・五・六丁目地区	【全地区共通】	V
	笹塚一丁目東地区	【観音通り沿道地区】	V
		【住宅地区・中野通り沿道地区】	該当なし
神宮前・千駄ヶ谷	神宮前一・三・四丁目地区	【全地区共通】	V
	神宮前五・六丁目地区	【全地区共通】	V
	千駄ヶ谷五丁目北地区	【全地区共通】	V
渋谷駅周辺	渋谷三丁目地区	【全地区共通】	該当なし
	公園通り・宇田川周辺地区	【全地区共通】	該当なし
広尾・代官山	代官山地区		該当なし
	旧山手通り地区	【全地区共通】	V
	広尾五丁目地区	【A・D地区】	V
		【B・C地区】	該当なし

○参考 カラオケボックスの規定のある地区

エリア	地区の名称	現在の計画書	
本町・笹塚	笹塚一丁目東地区	【観音通り沿道地区】	3 法別表第2（ほ）項第3号に掲げるカラオケボックスその他これに類するもの
		【住宅地区・中野通り沿道地区】	該当なし
	笹塚駅南口地区	【全地区共通】	1（3）カラオケボックスその他これに類するもの
神宮前・千駄ヶ谷	神宮前一・三・四丁目地区	【原宿駅前通り沿道地区、神宮前一丁目住宅地区、旧渋谷川周辺地区、神宮前三・四丁目住宅地区、原二本通り沿道地区、原二本通り東側地区、外苑西通り・補助165号線周辺地区】	6 カラオケボックスその他これに類するもの
		【竹下通り沿道地区、明治通り沿道地区】	該当なし
	神宮前五・六丁目地区	【全地区共通】	2 カラオケボックスその他これに類するもの
	千駄ヶ谷五丁目北地区	【全地区共通】	3 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（ほ）項第3号に掲げるカラオケボックスその他これに類するもの
渋谷駅周辺	桜丘地区	【全地区共通】	カラオケボックスその他これに類するもの
	神南二丁目・宇田川町地区	【街区B】	（3）カラオケボックスその他これらに類するもの
広尾・代官山	旧山手通り地区	【全地区共通】	2 カラオケボックスその他これに類するもの
	広尾五丁目地区	【A・D地区】	2 カラオケボックスその他これに類するもの
		【B・C地区】	該当なし

渋谷区 都市整備部 都市計画課 都市計画係

電話 03-3463-2619

Fax 03-5458-4915